

## 釧路市事後審査型一般競争入札実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるものを除き、釧路市が発注する工事及び工事に係る委託（以下「工事」という。）について一般競争入札を実施するもののうち、入札参加資格審査を入札後に行う入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）の方法により実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 釧路市が発注する工事のうち、事後審査型一般競争入札により契約の相手方を決定するもの（以下「対象工事」という。）は、工事担当課と協議のうえ契約管理課が選定する。

### (告示)

第3条 事後審査型一般競争入札の告示は、別に定めるものとする。

### (入札参加資格)

第4条 事後審査型一般競争入札に参加する者は、次に掲げる条件に該当する者でなければならない。

- (1) 釧路市建設工事等入札参加資格者として、対象工事と同種の業種について認定を受けていること。
- (2) 釧路市建設工事等指名停止等取扱要綱の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 申請日を基準として過去2年間において、釧路市請負工事成績評定要綱の規定に基づく成績評定でEランク評価を2年連続して受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (5) 釧路市建設工事の契約に係る暴力団等排除要綱に基づく排除対象者と認められた者でないこと。
- (6) 原則として市内に本店、又は釧路市建設工事等競争入札参加資格者名簿において入札・契約締結等の委任を受けている主たる営業所等を有していること。
- (7) 対象工事の施工現場に配置する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人が適正であること。ただし、工事に係る委託にあつては、業務に従事する管理技術者及び照査技術者が適正であることとする。

(8) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、(8)における資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）又は子会社等の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア）子会社等と親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（ア）一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

①会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

②会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③会社法第2条第15号に規定する社外取締役

④会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適性さが阻害されると認められる場合

組合及びその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が工事ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。

(入札参加の手續)

第5条 事後審査型一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、指定された期日までに申請書を市長に提出しなければならない。

(入札関係書類の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき申請書を受理したときは、当該入札参加希望者に対し釧路市事後審査型一般競争入札参加申請受理票（様式1-2）を交付するものとする。ただし、当該入札参加希望者が、当該事後審査型一般競争入札について明らかに入札参加資格を有さない者であると判明したときは、申請書を受理しないことができる。

(入札参加希望者の入札参加資格喪失)

第7条 入札参加希望者が、前条の規定により受理票の交付を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該入札に参加することができない。

(1) 申請書受理後において、第4条第1号に掲げる釧路市建設工事等入札参加資格者としての要件を満たさないことが確認されたとき。

(2) 申請書受理後において、釧路市建設工事等指名停止等取扱要綱に基づき指名停止を受けたとき。

(3) 申請書に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

2 市長は、前項の規定により入札参加希望者が当該事後審査型一般競争入札に参加できない場合は、その理由を付して文書で当該入札参加希望者に通知しなければならない。

(設計図書の閲覧等)

第8条 対象工事の設計図書は、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号）第4条の規定による告示の日から入札日の前日まで閲覧に供する。

- 2 入札参加希望者は、告示の日から入札日の前日までの間、設計図書を釧路市ホームページからダウンロードする方法のほか、複写することができる。
- 3 入札参加希望者は、設計図書の内容について質問することができる。この場合においては、市長が指定する日までに質疑応答書（様式8）を提出しなければならない。
- 4 前項の質問があった場合、市長は、質問者に対して回答するとともに、その回答内容を入札日の前日まで閲覧に供するものとする。

（最低制限価格設定）

第9条 対象工事には、釧路市最低制限価格設定要領第2条第1号及び第2号の規定により、最低制限価格を設定する。

（入札及び開札）

第10条 市長は、事後審査型一般競争入札においては、開札後、最低価格で入札した者を落札候補者（以下「落札候補者」という。）とする旨の宣言をし、落札を保留するものとする。ただし、最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は、失格とする。

- 2 市長は、あらかじめ落札候補者について入札参加資格を満たしていることが確認できた場合には、落札決定することができる。

（入札参加資格確認審査書類の提出）

第11条 落札候補者は、落札候補者とする旨の宣言を受けた日から2日（釧路市の休日を定める条例（平成17年釧路市条例第2号）第1条に規定する釧路市の機関の休日を含まない。）以内に、公告に定める書類を市長に提出しなければならない。

（入札参加資格確認審査及び落札者の決定）

第12条 入札参加資格の確認審査及び落札者の決定は、入札の終了後に行うものとする。ただし、第10条第2項に規定する場合には、この限りでない。

- 2 市長は、落札候補者から前条の規定により提出された書類について審査を行い、入札参加資格を満たしていることを確認した後に、落札決定を行うものとする。
- 3 入札参加資格の確認審査は、落札候補者について行うものとし、落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合においては、入札価格の低い者より順に参加資格を満たしている者一者が確認できるまで行うものとする。
- 4 落札者の決定は、前条に定める書類の提出があった日から2日以内に行うものとする。
- 5 市長は、落札者を決定したときは、直ちに当該落札者に対し落札決定をし

た旨を電話等の方法により通知するものとする。

- 6 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者に対してその旨を書面で通知するものとする。

(入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第13条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第6項の規定による通知を受けた日から3日以内に、市長に対して書面により当該理由について説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面を受け取った日から5日以内に書面にて回答するものとする。

(入札結果等の公表)

第14条 市長は、事後審査型一般競争入札において落札者及び落札金額が決定したときは、当該入札に係る入札参加者名及び各入札参加者の各回の入札金額を速やかに公表するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事後審査型一般競争入札に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。